

2025年7月10日

ESG融資フレームワーク「明治安田サステナブルファイナンス」の改定について ～新商品トランジションローンを取扱開始～

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 永島 英器）は、法人のお客さま等からの多様な ESG ファイナンスへのニーズにお応えし、ESG に資する取組みを後押しするため、「グリーンローン」「ソーシャルローン」「サステナビリティ・リンク・ローン」を対象とした包括的な ESG 融資フレームワーク「MY サステナブルファイナンス」を制定し、2023年4月より取扱いをしております。

以降、国際的な原則^{（注1）}や国内のガイドライン等^{（注2）}（以下「原則等」）の改定をふまえ、2025年3月に最新の原則等に適合する旨の第三者意見を取得するとともに、フレームワーク名称を「明治安田サステナブルファイナンス」（以下「本フレームワーク」）に改称しました。

今般、本フレームワークに新たに「トランジションローン」を組み入れるとともに、改めて最新の原則等に適合する旨の第三者意見を取得しましたので、お知らせします。

当社は「確かな安心を、いつまでも」という経営理念のもと、お客さまの ESG に対する取組みを後押しし、グローバルな環境・社会課題の解決と国内における地域経済活性化等の地域貢献により、社会的価値を創出することを推進しています。引き続き、お客さまとともに持続可能な社会の実現に貢献していきます。

【本フレームワークの概要】

名称	明治安田サステナブルファイナンス							
取扱商品	資金用途特定型：グリーンローン（GL）、ソーシャルローン（SL）、トランジションローン（TL） 資金用途不特定型：サステナビリティ・リンク・ローン（SLL）							
第三者意見の取得	株式会社格付投資情報センターから、各々対応する国際的な原則や国内のガイドラインに「適合」している旨の第三者意見を取得 https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html							
対応するSDGs目標	3 すべての人に健康と福祉を	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	11 住み続けられる まちづくりを	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさ を守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう

（注1） ローン・マーケット・アソシエーション（LMA）、ローン・シンジケーション&トレーディング・アソシエーション（LSTA）、アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション（APLMA）が策定した「グリーンローン原則」（2025年）、「ソーシャルローン原則」（2025年）、「サステナビリティ・リンク・ローン原則」（2025年）。国際資本市場協会（ICMA）が策定したクライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（2023年）

（注2） 「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2024年版」、「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針 2025年版」

【ご照会先】
広報部 広報グループ TEL 03-3283-8054

明治安田生命保険相互会社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1



【グリーンローンの概要】

商品名称	グリーンローン（通称：G L）
融資対象者	法人のお客さま
融資利率	当社所定の利率
融資期間	当社所定の期間
資金使途	環境改善効果が定量的に観測可能なグリーンプロジェクトとし、原則、設備資金が対象
妥当性評価	当社所定の基準に基づく通常の与信審査に加え、プロジェクトや資金使途、資金管理方法、改善効果等の妥当性を評価
取扱開始	2023年4月1日

【ソーシャルローンの概要】

商品名称	ソーシャルローン（通称：S L）
融資対象者	法人のお客さま
融資利率	当社所定の利率
融資期間	当社所定の期間
資金使途	社会的課題への対処や軽減に資するプロジェクトとし、原則、設備資金が対象
妥当性評価	当社所定の基準に基づく通常の与信審査に加え、プロジェクトや資金使途、資金管理方法、改善効果等の妥当性を評価
取扱開始	2023年4月1日

《新規》【トランジションローンの概要】

商品名称	トランジションローン（通称：T L）
融資対象者	法人のお客さま
融資利率	当社所定の利率
融資期間	当社所定の期間
資金使途	明確な環境改善効果をもたらす適格なトランジションプロジェクトとし、原則、設備資金が対象
妥当性評価	当社所定の基準に基づく通常の与信審査に加え、プロジェクトや資金使途、資金管理方法、改善効果等の妥当性を評価
取扱開始	2025年7月10日

【サステナビリティ・リンク・ローンの概要】

商品名称	サステナビリティ・リンク・ローン（通称：S L L）
融資対象者	法人のお客さま
融資利率	当社所定の利率
インセンティブ	S P T s ^{（注3）} の達成状況に応じて金利変動
融資期間	当社所定の期間
K P I ^{（注4）} ・S P T s の設定	融資契約ごとに個別設定 S P T s は、原則、融資期間中の各年で設定
妥当性評価	当社所定の基準に基づく通常の与信審査に加え、K P I ・S P T s にかかる妥当性を評価
S P T s 達成状況の検証	第三者機関で検証 当社指定の第三者機関：株式会社S D Gインパクトジャパン
取扱開始	2 0 2 3 年 4 月 1 日

（注3）S P T s（Sustainability Performance Targets）：企業が定めた社会の持続可能性に対する貢献度合いを測ることができる年度ごとの目標

（注4）K P I（Key Performance Indicator）：「重要業績指標」、目標を達成するプロセスでの達成度合いを計測したり、監視したりするためにおく定量的な指標

以 上